

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会（以下「本会」という。）の定款第19条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員に職務執行の対価として報酬及び期末手当を支給することができる。

2 常勤役員の報酬月額、別表第1の報酬基準月額表のとおりとし、理事の報酬月額は報酬基準月額表のうちから、会長が理事会の承認を得て、また、監事の報酬月額は報酬基準月額表のうちから監事の協議により決めるものとする。

3 常勤役員の期末手当は、別表第2のとおりとする。

(費用)

第4条 本会は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別の定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人栃木県産業廃棄物協会の設立登記のあった日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 5 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

【別表第 1】

報酬基準月額

区 分	金額（円）
A 1 種	356,800
A 2 種	315,100
B 1 種	289,700
B 2 種	274,600
C 種	255,200
D 種	215,200
E 種	187,700
専務理事	400,000
常務理事	300,000

報酬基準月額（県からの派遣）

区 分	金額（円）
常務理事	331,500

【別表第 2】

期末手当

区 分	月 分
6 月期	1. 1 7 5
12 月期	1. 1 2 5
計	2. 2 5

期末手当（県から派遣の常務理事）

区 分	金額（円）
6 月期	407,582
12 月期	407,582
計	815,164

期末手当（専務理事、常務理事）

区 分	月 分
6 月期	1. 0 0 0
12 月期	2. 0 0 0
計	3. 0 0 0